

○桑名市国民健康保険運営協議会規則

平成16年12月6日

規則第122号

改正 平成17年7月6日規則第41号

平成22年8月16日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市国民健康保険条例（平成17年桑名市条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、桑名市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、条例第2条各号に規定する委員1人以上を含む半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第4条 協議会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部保険年金課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年12月6日から施行する。

附 則（平成17年7月6日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月16日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に桑名市国民健康保険運営協議会の会長である者の任期については、なお従前の例による。